

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名： 原子力災害対策特別措置法施行令
根 抠 条 項： 第8条第2項
処 分 の 概 要： 緊急通行車両の確認
原権者（委任先）： 神奈川県知事、神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則 第6条第1項、第2項
<p>審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた神奈川県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであるとの確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標準処理期間： 1日
申請 請 先： 交通規制課、警察署、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速 道路交通警察隊又は交通検問所
問 合 せ 先： 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室 (電話045-211-1212 内線5204)
備 考：